

## 【対象機関等について】

問 1. 大学共同利用機関法人に属する研究所が単独でホスト機関となり応募できるか。

(答)

ホスト機関となりうるのは、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）の大学共同利用機関法人であり、同法人に属する一研究所が単独でホスト機関となることはできません。

問 2. 特定非営利活動促進法でいう法人（NPO 法人）は応募できるか。

(答)

応募可能です。

公募要領上の公益法人には、一般社団法人又は一般財団法人に加え、特定非営利活動促進法でいう法人（NPO 法人）が含まれております。

問 3. 2 機関が対等の関係で共同して同一分野のプログラムを応募できるか。

(答)

本プログラムの主旨に鑑み、中核となるホスト機関が明確になっていることが求められ、2 機関共同での応募は認められません。

問 4. 「既に本プログラムに採択され、10 年の支援期間内にある機関は、対象としない」とあるが、これらの既採択拠点のサテライトが設置してある機関も申請できないのか。

(答)

今回公募の対象とならないのは、既に本プログラムに採択され、10 年の支援期間内にあるホスト機関ですので、それ以外の機関であれば既採択拠点のサテライト設置の有無に関わらず申請可能です。

## 【中長期的なビジョンについて】

問 5. 拠点形成の中長期的なビジョンについて、一次審査のために必要となる提出資料のうち、具体的にどの部分に記載すべきか。

(答)

公募要領上の「拠点長の中長期的な一貫したビジョン」は、拠点長候補者の責任において作成され、一次審査のために必要となる提出資料のうち、資料 2 「拠点長のビジョン」、資料 3 「拠点構想の概要」に記載する必要があります。

## 【対象分野について】

問 6. 人文・社会科学は対象分野に含まれるか。

(答)

人文・社会科学のみに係るものは、対象となりませんが、人文・社会科学との融合を含めてもよい

としております。

問7. 「数理・情報科学に期待される役割」について、異分野の融合に係る主な分野として示すべき分野に数理・情報科学が含まれていなければならないということか。

(答)

異分野の融合に係る「主な分野」として、数理・情報科学を提示しなければならないということではありません。ただし、異分野の融合や新たな科学の創出に対して、例えば、手法としての活用等何らかの形で数理・情報科学に期待される役割について記述してください。(なお、このことは、異分野の融合に係る「主な分野」として、数理・情報科学を排除するというものではありません。)

【運営について】

問8. 拠点長は、ホスト機関の研究者ではなく、海外の研究者もしくは国内他機関の研究者を招へいしてもよいか。

(答)

拠点長は、必ずしもホスト機関の研究者である必要はなく、海外あるいは国内他機関の研究者を招へいすることも可能です。ただし、拠点長は、当該拠点の発足から本プログラムによる補助金終了までの10年間にわたり、拠点の運営に責任を持つことを原則としており、また、本プログラムの性格上、拠点長は「専任」であり、強力なリーダーシップを持って当該拠点において拠点運営に常に意を用いることが求められます。このため、年間の全仕事時間のうち少なくとも半分以上は、物理的に当該拠点（サテライトを除く）に滞在することが求められます。

問9. 拠点長が、他の拠点形成プログラムの代表者、構成員または大学等における他の教育研究や役職を兼任できるか。

(答)

拠点長が、形式的に兼任することは排除しませんが、実態として拠点長としての活動に専従している必要があります。

問10. 拠点長は、主任研究者を併任できるか。

(答)

拠点長が主任研究者を兼ねることについては、特に制限はありません。

問11. 事務部門長が主任研究者を兼ねることは可能か。

(答)

事務部門長と主任研究者の兼任については、事務部門長は「拠点長を事務管理面で強力に補佐し、研究者にとって快適に研究できる環境を常に提供しつづける役割を担う」ことを求めていますので、事実上、難しいのではないかと考えます。審査の際には、事務部門長候補者が上記の役割を適切に担えるかどうかも含めて評価されることとなります。

問 12. ホスト機関の長を拠点長として登録することは可能か。

(答)

ホスト機関の長を拠点長として登録できるかということであれば、拠点長には、当該拠点の活動に専任していただくことを求めていますので、事実上、難しいのではないかと考えます。

問 13. 主任研究者に年齢制限はないか。

(答)

主任研究者について特に年齢制限は設けていませんが、当該拠点が10年間にわたって活動を維持できる体制となっているかどうか、審査の際に評価されます。

問 14. ホスト機関以外から主任研究者を招へいする場合、任期制としてもよいか。

(答)

主任研究者を任期制で採用することは差し支えありません。

問 15. 拠点長が「拠点構想」の実施にあたって必要な人事や予算執行等に関し、実質的な判断が行え、リーダーシップが発揮できる体制が整備されることを求めているが、実質が確保されれば、形式的には既存の部局の下にあって部局長の管理・監督を受ける形でも許容されるか。

(答)

ホスト機関内における拠点の位置付けについては特に形式的な要件はなく、どのような形で拠点を設置するかはホスト機関の判断に任せられますが、審査の際には、拠点構想毎に、拠点長のリーダーシップと実質的な判断を真に担保する体制になっているかが評価されます。

また、ホスト機関には、当該拠点において、「機関内の従来の運営方法にとらわれない手法（英語環境、能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意志決定システム等）を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、改定、整備等に協力すること」をコミットすることが求められます。

問 16. 民間企業が連携機関やサテライトになりうるか。

(答)

サテライトは当該拠点の出先機関として連携する組織をイメージしており、あくまで拠点の一部として機能するものであり、民間企業がサテライトになることは排除されません。

問 17. 先行する拠点においては、自己評価のため、外部有識者委員会を設置しているところもあるようだが、設置は必ず行わなくてはいけないのか。

(答)

ホスト機関は、当該拠点が達成した成果を自己評価し、ホスト機関自らが優れた取組として評価したものについて、ホスト機関全体への展開・波及を図ることへのコミットメントが求められます。

設置は義務ではありませんが、一般に、外国人有識者を含む外部有識者から構成される委員会を設置し、助言を得ることは、世界トップレベルの研究拠点を形成する上で、有用でありかつ推奨されるものと考えられます。

【拠点を構成する研究者等】

問 18. 主任研究者は兼任または併任でなく、専任としなければならないか。また、兼任の場合、例えばエフォート 10%でも、拠点を構成する研究者数を数える際に、1人と勘定して良いか。

(答)

主任研究者については、専任・兼任を問わず、本事業を遂行する上で中心的な役割を期待されており、それに十分に答えられることが重要です。

主任研究者が兼任の場合（エフォートが 100%未満）でも、拠点を構成する研究者としては1人と数えます。また、エフォートについて具体的な下限は設けないものの、前述の観点から、拠点を構成する研究者には、ある程度拠点としてまとまった活動を行ってもらうことが期待されており、エフォートの小さい研究者のみで構成された拠点構想については、審査の際に不利な評価を受けることが想定されます。

問 19. 主任研究者が兼任の場合、1年間に拠点にどの程度滞在しなければならないというような制限はあるか。

(答)

個々の主任研究者について、兼任の場合の拠点への滞在期間についての基準は設けていません。

ただし、審査においては、拠点全体として、「中核的研究者が一定程度の規模で物理的に集結している」かが評価されます。

問 20. 他の拠点プログラムに参画している研究者が、本プログラムにも参画可能か。

(答)

他のプログラムとの兼任については、特に制限を設けていません。

ただし、その研究者が拠点構想の実現のための活動にどの程度の時間を割くのか（エフォート）を明示していただきます。また、その際、競争的資金による活動であっても、当該拠点構想の目的に合致し、当該拠点において実施するものであれば、拠点のための活動とみなすことができます。

問 21. 主任研究者が本プログラムの他の応募と重複しても支障はないか。

(答)

本プログラムの各拠点構想間での主任研究者の重複については、各拠点において求められる活動が十分に行われる限り、特に制限を設けていません。

ただし、当該研究者のエフォートの算出にあたっては、各拠点の活動に重複がないようにしてください。

問 22. 名誉教授や客員教授も拠点を構成する研究者となりうるか。

(答)

名誉教授や客員教授が拠点構想に参画することについては特に制限を設けておりませんが、それらの研究者が拠点を構成する研究者となりうるかどうかは、当該拠点においてその研究者が実際に

どの程度研究活動を行っているかにより、個別に判断されます。具体的な研究活動を伴わない研究者は、肩書きの如何によらず、当該拠点を構成する研究者とみなされません。

問 23. 世界トップレベルの研究者の指標として挙げられている、i) 国際的影響力の具体的な指標 a) ~d) の全てを満たさなければならないか。

(答)

全ての指標を満たす必要はありません。申請書に記載された指標を参考に、当該研究者が世界トップレベルの研究者であるかどうかを総合的に判断されます。

問 24. 「拠点を構成する研究者等」の数値目標は拠点設立当初から実現されなければならないものか。また、仮にそうでない場合はいつまでに実現しなければならないのか。

(答)

公募要領に挙げられた数値目標は、必ずしも拠点設立当初から実現される必要はありませんが、拠点設立当初に目標が達成されていない場合は、それらを達成するための具体的計画（時期・手順など）を明確にする必要があります。

また、目標の達成時期については、特に制限（「何年以内に達成しなければならない」など）を設けませんが、審査の際の判断の材料となります。

問 25. 拠点の規模として、「総勢は 70~100 人程度あるいはそれ以上」という目標値は例外なく満たさなければならないものか。

(答)

「総勢は 70~100 人程度あるいはそれ以上」というのは、目安であり、この条件を満たさないからといって応募できないということではありません。

ただし、審査の際には、各拠点構想が、その規模も含め、本プログラムの目的である「『目に見える研究拠点』の形成を目指す」ものとなっているかが評価されます。

問 26. 数値目標が達成されない構想は審査対象から排除されるか。

(答)

数値目標については、いずれも目安であり、全ての目標を満たさないからといって審査対象から排除されるものではありません。

ただし、審査の際には、各拠点構想が、当該数値目標との関連も含め、本プログラムの目的である「『目に見える研究拠点』の形成を目指す」ものとなっているかが評価されます。

問 27. 連携する機関の数に上限はあるか。

(答)

連携する他機関の数に制限は設けませんが、審査の際は、「研究水準が高く、中核的研究者が一定程度の規模で物理的に集結しているか」、また、他機関との連携が「拠点全体としての機能の補完・強化」に本当に寄与するかどうかを評価されます。したがって、いたずらに連携機関の数を増やす

ことは、審査の過程で不利に扱われる可能性があります。

問 28. 応募にあたって、連携先の他機関の承諾を事前に受ける必要があるか。その際、連携先の機関長の正式な文書は必要か。

(答)

必ずしも詳細な条件等も含め完全に合意に達することを求めるものではありませんが、基本的には、採択された際には協力するという点については合意をしていただければ良いと考えます。また、応募に際し、そのことに関しての文書の提出は原則必要ありません。

問 29. サテライト的な機能とはどのようなものか。

(答)

公募要領上の「サテライト的な機能」とは、国内外の他機関との有機的な連携等を進めるために設ける、いわば拠点の出先機関として機能する組織をイメージしており、あくまでも拠点の一部として機能するものを想定しています。(連携する相手機関が「サテライト」ではありません。)

問 30. サテライトの設置の有無が審査結果に影響するか。サテライトを必ず設ける必要はあるか。

(答)

サテライトを設けなければいけないということはありません。

ただし、サテライトを設けた結果として構想全体が良いものとなれば、そのことは審査の上でプラスに評価されることがあります。

問 31. 海外の機関と連携することは可能か。また、海外にサテライトを設置できるか。

(答)

連携する機関については、拠点全体としての機能の補完・強化を図るものであれば、必ずしも国内の機関である必要はなく、海外の機関との連携(サテライトの設置を含む。)も可能です。

#### 【環境整備について】

問 32. 「研究者から教育研究以外の職務を減免する」、「研究者が快適に研究できるような環境を提供する」とある一方、「研究者の大学院教育への参画についても必要な配慮に努めること」とあるが、研究者の大学院教育への参画はどのように位置付けられているのか。

(答)

本プログラムは、研究拠点形成プログラムであり、研究者が研究に専念できるような環境の提供を求めています。一方で、教育活動の重要性に鑑み、研究活動に支障が出ない範囲でできる限り、大学院博士課程への指導など研究活動と密接に関連する教育活動や、拠点の次世代研究者育成に資するような教育活動に参画することを認めるといった配慮を行うなどを想定しています。

問 33. 「職務上使用する言語は英語を基本とし」とあるが、「基本とし」とはどのような意味か。

(答)

ホスト機関本体との間のやり取り等、一部の手続き等については、日本語を使用せざるを得ないとの想定の下での表現であり、拠点内で職務上使用する言語は英語であることが要請されます。

問 34. 外国人研究者、ポスドクやリサーチ・アシスタント (RA) の給与について、上限等の制約はあるのか。

(答)

給与等の額について、制度的な制約はありません。各機関が、それぞれの責任において内規等を定め、適切と判断する額を支給してください。

なお、文部科学省としては、第 3 期、第 4 期及び第 5 期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、WPI 拠点において RA を雇用する場合、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨します。

(参考) 第 5 期科学技術基本計画

優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程（後期）学生に対する経済的支援を充実する。（中略）リサーチアシスタント（RA）等としての博士課程（後期）学生の雇用の拡大と処遇の改善を進めることが求められる。国は、各機関の取組を促進するとともに、フェローシップの充実等を図る。これにより、「博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。」という第 3 期及び第 4 期基本計画が掲げた目標についての早期達成に努める。

問 35. 先行する拠点では、融合研究を促進するための研究費を措置しているがどのような位置付けなのか。また、スタートアップ研究費を措置できる年数に限りはあるのか。

(答)

補助金では研究プロジェクト費とすべきものは措置できませんが、事業の趣旨に鑑み、スタートアップ研究費が措置できます。融合研究の促進についても、拠点内で適切に制度を整備し運営する場合には、補助金から融合研究の促進のためのスタートアップ研究費を措置できます。原則としてスタートアップ研究費は、当該研究者が競争的資金等の研究費を申請・獲得するまでの間の、立ち上げのための研究費です（いわゆるシードグラントと言えるもの）。具体的な年限は、研究分野や研究の性質等によっても異なると考えられるため、設けないものの、前述の趣旨に鑑み、あまりに長期にわたりスタートアップ研究費を定常的に支出し続けることは望ましくないと考えますので、スタートアップ研究費への支出は、真に必要なものに限定するようお願いいたします。

問 36. 国内の研究者に対しスタートアップ研究費を支給することは可能か。

(答)

国内他機関からの招へい研究者に対しても、その研究者の招へいに必要なスタートアップ研究資金を支給することは可能です。ただし、スタートアップ研究資金によって行われる研究は拠点形成と関連する研究でなければなりません。

また、本プログラムが、研究資金の提供を主たる目的とするプログラムとは全く性質の異なるものであることを踏まえ、スタートアップ研究費への支出は、真に必要なものに限定するようお願い

します。

問 37. 「海外、国内他機関から招へいする研究者については、拠点構想への参加の意思を示した書簡を添付」とあるが、どの程度の内容のものが求められるのか。

(答)

拠点構想が採択された場合には、当該構想へ参加するという内容のものが求められます。なお、媒体としてはE-mail を添付することも可能です。

※「拠点構想への参加の意思を示した書簡」は、二次審査のために必要となる書類です。

#### 【研究資金等の確保について】

問 38. 競争的資金等の研究費に付随する間接経費をホスト機関から提供されるリソースとしてカウントできるのか。

(答)

当該経費が当該拠点のために支出された場合には、カウントできます。

問 39. 本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースについて、ホスト機関が提供する施設・設備の対価額や、ホスト機関にもともと所属している研究者に支給される給与や配分される研究費(当たり研究費など)などを含めてよいか。

(答)

ホスト機関が提供する施設・設備の使用料相当分、研究者の給与、ホスト機関から配分される研究費などは「ホスト機関からの現物供与等」として「リソース」に計上できます。

問 40. 研究者に支給される給与等は原資が何であろうと(運営費交付金等の財源を問わず)、「ホスト機関からの現物供与等」として「リソース」に含めてよいか。

(答)

「ホスト機関からの現物供与」については、特に原資は問いません。

問 41. 「当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的資金等の研究費」とあるが、この競争的資金の定義はあるのか。日本国内外を問わず、全ての公募により獲得する研究資金等と考えてよいか。

(答)

公募要領上の「競争的資金等の研究費」については、競争的資金以外にも、国内外を問わず 拠点に所属する研究者が獲得した全ての外部資金による研究費が含まれると考えます。

なお、「競争的資金」そのものについては、以下の URL を参照してください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/index.html>

問 42. ホスト機関のコミットメントとして、「当該拠点の運営及び研究活動の実施のために必要な人的、財政的及び制度的支援を行うこと。(当該拠点には、本プログラムからの支援額と同程度以上のリソースの別途確保が求められる。)」が求められているが、リソースの具体例として示されている

競争的資金も寄付も100%確実なものではない。かかる資金が確保できず、本格的な研究活動が実施できない事態が生じた場合、どのような対応をとることを期待しているのか。また、そのような事態が生じた場合の責任主体は誰になるのか。

(答)

当該リソースが確保できなかったことにより拠点構想が実施し得なくなった場合の最終的な責任は、全体の責任者であるホスト機関の長が負うこととなります。

なお、必要なリソースの確保が十分にできず拠点構想を実施できなくなった場合には、本プログラムからの支援を打ち切らざるを得なくなるものと考えます。

問 43. リソースに組み込むことができない競争的資金等はあるのか。

(答)

研究プロジェクト型の競争的資金等外部資金に関しては全てリソースに組み込むことは可能です。拠点形成型の外部資金を新たに獲得して、リソースに組み込むことに関しては、本プログラムの目的との関係により、個別に判断する必要があります。

問 44. 企業からの寄附金をリソースに組み込むことは可能か。

(答)

企業からの寄付金をリソースに計上することは可能です。

問 45. 運営費交付金の機能強化経費はリソースに組み込むことは可能か。

(答)

運営費交付金の機能強化経費をリソースに組み込むことは可能です。

問 46. 実用化に主眼を置いた競争的資金等であっても、ホスト機関からのリソースに計上することは可能か。

(答)

本プログラムでは、拠点の中核となる活動において基礎研究が行われ、絶えず関連する新しい領域が生み出されることを想定していますが、その中から応用への展開等がなされることも当然想定されます。この点に鑑みたと上で拠点構想全体の中に適切に位置付けられるものであれば、当該の競争的資金等をリソースとして計上することは可能です。

【自立化に向けた既存組織の再編と一体的な研究拠点構築について】

問 47. 今回の公募で求める「自立化に向けた既存組織の再編と一体的な研究拠点構築」とは、拠点の自立化に向けて、既存の拠点を活用・再編することで新規拠点を構築することを求めるということか。

(答)

補助金実施期間が終了した後も、当該拠点が真に「世界トップレベル研究拠点」となり、支援終了後に自立化するよう、ホスト機関は、当該拠点をホスト機関の中長期的な計画上に明確に位置付け

た上で、助成期間中から機関を挙げて全面的な支援を行うことが求められます。

ここでいう「既存組織の再編と一体的な研究拠点構築」とは、例えば、中長期的な大学の戦略的運営の観点から進める学内既存組織や体制の整理・統合などによる、ポストの計画的な新拠点への再配分や、組織の活動の整理等による拠点の研究スペースの供出などが挙げられます。

申請時には、ホスト機関内で十分に調整の上、自立的に運営していくために必要となる既存組織の再編、外部資金獲得等を含むホスト機関の中長期的な組織運営の計画・スケジュールについて、具体的に示す必要があります。このことは、毎年度のフォローアップにおいて、既存組織再編の具体化と WPI 拠点の安定的な継続という観点から確認します。

#### 【資金計画について】

問 48. 広報やアウトリーチ活動はどの程度の実施が想定されるのか。

(答)

研究成果について、研究者コミュニティに限らず広く社会・国民に対して説明責任を果たすことは、本事業のみならず科学技術への国民の支持を得るために重要です。このため、本事業では、広報活動・アウトリーチ活動に積極的に取り組んでいただくこととし、フォローアップにおいても当該活動の状況を確認しています。(例えば、既存の拠点ではアウトリーチ担当官を置き組織的に広報活動を実施しています。)

問 49. 世界トップレベルの研究者の活動を社会に見せるための現地見学会等の開催、ホームページの作成などのアウトリーチ予算を本補助金から支出することが可能か。

(答)

世界トップレベル研究拠点の形成に必要であれば、アウトリーチ予算についても本補助金から支出することは可能です。

問 50. 本プログラムにおいて、10 年間は、当初の計画のとおり毎年度の予算規模が保証されるのか。

(答)

各年度の最終的な補助額は、当該年度における予算の確保状況や活動の進捗等に応じて調整されることとなりますので、保証されるものではありません。

なお、支援開始後 6 年目以降は、当該拠点の自立化に向けて、毎年の支援規模を漸減することを原則とします。ただし、5 年目に行う中間評価の結果や拠点の自立に向けたホスト機関の取組状況について十分に勘案し、特に優れた拠点については特段の配慮を加え、支援規模を調整します。

#### 【ホスト機関のコミットメントについて】

問 51. 公募要領の「当該拠点をホスト機関の中長期的な計画上に明確に位置付け」ること、「既存組織の再編等を含むホスト機関の中長期的な組織運営の方向性に係る基本方針の表明及び今後の具体的な計画・スケジュールの策定」について、例えば、大学や国立研究開発法人の場合は、中(長)期計画を改訂することとなると思うが、事業開始前や 30 年度からの中(長)期計画への位置付けを必

ずしも求めるものではないと理解してよいか。

(答)

当該拠点構想を中長期的な計画上に明確に位置付けることについては、できるだけ早いタイミングで対応していただくことが望ましいと考えます。

しかしながら、必ずしも、事業開始当初からの対応を要件とはしておりません。今後の適切なタイミングに合わせて本プログラムで求める主旨の改訂を行なってください。

問 52. ホスト機関が実施する、当該拠点の達成した成果の自己評価は、どのような形式で行えばよいか。

(答)

ホスト機関が実施する自己評価の形式については、各ホスト機関の規定に従ってください。

【その他】

問 53. 本活動で取得した特許などの知的財産の帰属はどこにすべきか。

(答)

知的財産の帰属については、各ホスト機関の規定に従ってください。

問 54. 本プログラム終了後はホスト機関が人件費を支出する必要があるのか。

(答)

本プログラムの実施期間が終了した後に、当該拠点が「世界トップレベル研究拠点」として自立化することが求められているため、基本的には、ホスト機関が拠点の人件費を負担する必要があります。また、自立化に向けて、助成期間中からホスト機関が拠点を全面的に支援することも求められます。

問 55. 海外のサテライト機関における知的財産の権利の取扱いはどうなるのか。

(答)

各ホスト機関やサテライト機関の規定に従うことになります。

【経費について】

問 56 光熱水費等は本補助金から支出することはできないのか。

(答)

光熱水費については、本事業の実施に直接要するものは事業推進費として、本補助金から支出できます。

問 57. 本補助金は、年度繰り越しが可能か。

(答)

原則として、本補助金の年度繰り越しはできません。ただし、補助金の交付決定時には予想し得なかった不測の事態により、当該年度内に補助事業が完了しない見込みのあるものについては、文

部科学大臣を通じて財務大臣に繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰越して使用することができます。

(財務省への繰越承認要求は、文部科学省が行うため、財務大臣の承認を得た後、概算払いを受けた補助金のうち繰越相当分を文部科学省に一旦返還する必要があります。)

問 58. 外国人研究者等の宿舎を借り上げるための経費に本補助金を充てることは可能か。

(答)

可能です。各ホスト機関の内規等に従って、適切に取り扱うようにしてください。

なお、当該研究者が宿泊したことを示す記録を残すなど、補助金が適正に使用されたことがわかるようにしておくことが望まれます。

問 59. 本補助金により、退職金の支給は可能か。

(答)

退職金の支払いは可能です。ただし、算定期間は補助事業に係る期間のみとし、当該雇用者に退職金を支払う年度の補助金から支払う必要があります。

なお、当補助金を退職金の引当金として引き当てることはできません。

問 60. 学内施設の共用スペースを借りるための使用料や学内共同利用施設の機器使用料などの経費に本補助金を充てることは可能か。

(答)

学内規定等において、使用料等が定められている場合は、支出することが可能ですが、学内設備については、可能な限り、ホスト機関からのリソースとして拠出することが望まれます。

問 61. 民間企業等が所有する土地・建物等の借料について、本補助金を充てることは可能か。

(答)

本事業を遂行する上で借り上げた土地や建物に関する借料については、本補助金からの支出が可能です。

問 62. ホスト機関内の他部局との併任者に対し、賃金・手当を本補助金から支出できるか。

(答)

ホスト機関内の他部局に在籍し、本事業の遂行のため当該拠点に併任される職員に係る人件費についても、適切な形態で本補助金からの支出が可能です。

問 63. 研究支援員、事務スタッフを雇用するにあたって、赴任・帰還の旅費を支給することは可能か。

(答)

本事業に関する用務であれば、支給することは可能です。

問 64. 本プログラムに係る外国人研究者の子どもの教育のため、外国語を話せる教師を日本の公私立学校において雇用することとした場合、これに係る経費の一部を本補助金から支出することは可能か。

(答)

当該経費については、直接的な支出はできません。

なお、例えば、手当の一部として「子女教育手当」等を規定し、給与の一部として外国人研究者に支給することは可能です。

問 65. 必要な最先端設備備品の開発費・整備費については、本補助金の支出の対象となるのか。

(答)

本事業の遂行に必要な不可欠かつ基盤的な設備備品の開発費、整備費等については、本補助金の支出の対象となります。ただし、当該研究拠点で行われ、かつ、個々具体の研究開発課題に基づく研究プロジェクト事業を実施するために必要な経費（研究プロジェクト費）に該当する場合は、対象外となります。

問 66. 連携機関やサテライト機関に本補助金から人件費やスタートアップ経費の支出は可能か。

(答)

可能です。

問 67. サテライト機関に本補助金から支出できる経費に制限はあるのか。

(答)

サテライト機関の活動が当該拠点の活動とみなせれば人件費等の経費を支出可能ですが、連携先の研究費を支出するという位置付けのものではありません。

問 68. 公募要領<別添>の 1. 経費の使途可能範囲 (2) 事業推進費に関する記載において、大学院博士課程在学者などに支給される奨学金・研究奨励金に類するすべてのものは補助対象外にあるとあるが、一方で、2. 経費の使途の具体例の記載において、RA (Research Assistant)、ポスドクなど、優秀な若手研究者の支援に必要な経費は支出可能とある。両者の整合性は如何。

(答)

RA やポスドクに当該拠点のための研究活動の対価として人件費を支出することは可能ですが、単なる奨学金等は認められません。

#### 【申請書類について】

問 69. 申請書類の様式や項目を変更してもよいか。

(答)

申請書類の作成にあたって、様式や項目（注意書きを含む。）の変更、削除はできません。

なお、指定された字数、ページ数の範囲内で、枠を縦に伸縮させることは可能です。

問 70. 要求されている以外の資料を補足資料として添付することは可能か。

(答)

要求されている以外の資料を補足資料として添付することはできません。

問 71. ホスト機関の長の欄の記載について、ホスト機関の長の交替が予定されている場合は、どのように記載すればよいのか。

(答)

ホスト機関の長の交替が予定されている場合は、提出時点のホスト機関の長の氏名を記載し、その横に括弧書きで着任予定者の氏名及び着任予定年月日を記載してください。

なお、実際に変更が生じた場合は、速やかにプログラム委員会事務局(jspstoplevel@jpsps.go.jp)までご連絡下さい。

問 72. 一次審査申請書を英語で作成することは可能か。

(答)

一次審査申請書については、公募期間やホスト機関の作業負担等を考慮し、日本語による作成を原則としていますが、英語による作成の方が負担が大幅に軽減されるという理由から、一次審査申請書を英語で作成することを望む場合は、英語による作成・提出も認めますので、事前に申請書提出先である日本学術振興会まで御相談下さい。

問 73. 一次審査申請時に必要な書類のうち、資料2「拠点長のビジョン」は「英語でも可」とありますが、日本語のものと2つのバージョンを提出する必要があるのか。

(答)

資料2については、英語・日本語のどちらか一方の提出で構いません。

問 74. 申請書を提出した後に、差し替えは認められるのか。

(答)

申請書提出後の差し替えは、原則認められません。